

令和5年11月1日(水)から 令和6年度幼稚園預かり保育申し込み 受付開始

愛荘町では、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間において、安心して子育てができる環境の実現と、保護者の子育て支援のため、幼稚園預かり保育事業を実施しています。

※預かり保育は年度ごとに申し込みが必要です。

【実施時期】 4・5歳児 令和6年4月4日(木)～令和7年3月28日(金)

3歳児 令和6年5月7日(火)～令和7年3月28日(金)

【実施園】 愛知川幼稚園、秦荘幼稚園

【対象児童】 両幼稚園に在園し、保育を必要とする認定(新2号認定)を受けている児童

【実施時間】 ①平日 :8:30～ 9:00、14:00～16:30 3時間

②長期休業 :8:30～16:30 8時間

※長期休業(夏季、冬季、年度末休業)期間中の土・日・祝日は除きます。

気象条件等により幼稚園が休業となる場合や園長の指定する日は実施しません。

【定員】 愛知川幼稚園:80人 秦荘幼稚園:40人

【保育料】 無料

※弁当持参(給食がない日)、おやつ持参、教材費等必要に応じ別途徴収があります。

【送迎バス】 **預かり保育事業を利用する方は、バス利用ができません。**

【申込方法】 預かり保育事業を利用するには、「新2号認定」を受ける必要があります。

認定申請書(就労証明書等の添付書類が必要)と、幼稚園預かり保育事業利用申請書を子ども支援課まで提出してください。

【申込締切】 **令和5年11月30日(木)までに子ども支援課まで提出ください。**

定員を超えた場合、就労時間等により審査の上、決定します。

【決定通知】 決定通知は、令和6年2月上旬に送付します。

新2号認定とは

次の①～⑦の理由で保育を必要とされている場合、新2号認定となります。

- ①就労(1ヵ月あたりの就労時間が64時間以上)
- ②妊娠・出産(出産1ヵ月前から出産後2ヵ月(最長4ヵ月)利用可能)
- ③保護者の疾病または障がい
- ④介護、看護(同居等の親族を常時介護、看護している)
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学

※①～⑦の要件によって添付書類が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。



新2号認定の要件

預かり保育事業は基本的に、以下の要件に該当する場合にご利用いただけます。

保育を必要とする事由	添付書類	認定期間	備考
就労(月64時間以上)	就労証明書 (町指定様式)	事由による必要な期間	・居宅内労働(自営業、在宅勤務)を含む ・不定期の勤務の場合は、シフト表や勤務予定表をあわせて提出 ・自営業の場合は開業届または確定申告の写しを提出
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	出産月を含めない産前1か月産後2か月(最長4か月)	・新生児の兄姉が預かり保育を利用している場合の認定期間は、産前2か月産後6か月
保護者の疾病または障がい	診断書または手帳の写し	事由による必要な期間	
介護、看護	診断書、手帳等の写し等	事由による必要な期間	
災害復旧	罹災証明書等	事由による必要な期間	
求職活動	ハローワークの登録証の写し等	3か月	
就学	在学証明書または入学決定通知書	保護者の卒業予定日または終了予定日の属する月の末日	

ご利用時の確認事項

- ・預かり保育の終了時間は就労時間等により決定させていただきますので、お迎えの時間に遅れないようにしてください。終了時間までにお迎えに来ていただけない場合、ご利用を中止させていただくことがあります。
- ・お迎えに来る人が普段と違う場合は、事前に誰が迎えに来られるのかを施設にお知らせください。
- ・定員を超える申し込みがあった場合は、申込世帯の保育を必要とする状況に応じ利用調整を行います。
- ・ご利用内容や認定要件に変更がある場合は、必ず施設に連絡し、役場に必要書類を提出してください。



申請書類のデータは
こちらから

